

令和 6 年 5 月 15 日現在

機関番号：32617

研究種目：若手研究

研究期間：2019～2023

課題番号：19K13499

研究課題名（和文）次世代交通システムの法的基盤論

研究課題名（英文）Legal Basis of Next Generation Transportation Systems

研究代表者

高田 実宗（Takada, Sanemune）

駒澤大学・法学部・准教授

研究者番号：50805794

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,800,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、次世代が求める交通システムの法的基盤について検討を加えてきた。昨今のドイツにおける交通改革論を参考として、交通財源の捻出や交通空間の再配分という問題について、新たな法体系を構想し、公物法および公企業法の再構成を提言した。本研究を通じ、持続可能な交通法制の理論的な基盤を構築できたと考える。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、交通法制を主として支えてきた公物法および公企業法の再構成を図り、その持続可能な理論上の裏付けを確保しながら、交通に対する国家および行政の在り方を示したところに、その学術的な意義を有する。気候変動や人口減少社会の到来を背景に、環境にやさしい交通手段への転換、交通インフラの維持、いわゆるコンパクトシティの実現に向けた試行錯誤が図られているが、こうした政策を具体的に進めるためには、交通財源の在り方を見直したり、交通空間を再配分したりする必要があり、本研究は、その法的な基盤を確立するところに貢献しており、研究成果の社会的意義を認めることができよう。

研究成果の概要（英文）：In this study, we have examined the legal foundations of the transportation system required by the next generation. With reference to the recent transport reform theory in Germany, we have envisioned a new legal framework for the generation of transport funds and the redistribution of transport space, and have proposed a reconfiguration of the Public Property Law and the Public Enterprise Law. Through this study, we believe that we have established a theoretical foundation for a sustainable transportation legal system.

研究分野：行政法

キーワード：計画行政法 道路交通法 道路法 環境法 都市法

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

様式 C - 19、F - 19 - 1 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1) 次世代が求める交通システム

都市交通が抱える課題は複雑かつ多岐にわたる。円滑な移動、交通安全、環境保護、まちづくり。とりわけ、道路公害の深刻化や少子高齢化に伴う人口減少を背景として、環境にやさしい交通手段への転換、いわゆるコンパクトシティの実現、こうした目標を掲げた交通政策の実施が試行錯誤されている。

(2) 横断的な法領域にまたがる基盤

新たな交通政策の実施に際して、その法的基盤の存在は不可欠である。そして、交通政策は、上記のような諸利害を踏まえて編まれるため、それを支える法的基盤は、複合的な法領域に及ぶ。道路法(公物管理法)、道路交通法(公物警察法)、環境法、都市法、営業法、財政法など、これらの法律を手段として横断的に駆使してこそ、現代的な要請を満たす交通政策は実現可能となる。

(3) 法理論上の課題

もっとも、既存の法制度を活用するにせよ、その法領域において独自に発展してきた法理論が存在するため、そうした固有の法理論との接合を図らなければならない。また、新たな法令を制定するにせよ、それが場当たりの対応に終始せぬよう、理論的な裏付けを慎重に確保する必要がある。さらに、こうした諸法令に基づく権限は、それを所管する主体が分散しているため、いわゆる縦割り行政の弊害が生じている。その結果として、多元的な利害が絡むにもかかわらず、一面的な利害関係に着目した交通施策が講じられ、そのシステム全体としての合理性に疑問の余地が挟まれることがある。

2. 研究の目的

本研究の目的は、次世代に向けた交通政策について、計画行政法の観点から、それを支える法的基盤の構築を試みることであった。すなわち、交通政策を支える法領域および諸権限は分散しているため、それらの守備範囲を確定していくとともに、それら相互の間を調整し、かつ、その正当性を担保する法的枠組みを探り、参加手続の整備や調整機能に優れた計画法の枠組みを軸として、その法的可能性の解明を目指してきた。

3. 研究の方法

本研究は、交通法制に関する日独の文献を読解する作業を中心に進められた。ドイツにおける最新動向を把握するため、ドイツへ渡っての文献調査を2019年8月に実施し、デュッセルドルフ大学法学部図書館およびミュンスター大学法学部図書館を訪れ、ドイツの交通法制をめぐる最新資料を渉猟した。もっとも、その後、2020年度および2021年度は、新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴う渡航制限のため、こうした当初の計画で予定されていたドイツへ渡っての文献収集等は中止された。

そこで、研究期間を延長するとともに、2022年度および2023年度は、勤務校において在外研究の機会に恵まれたため、ドイツ連邦共和国ボン大学法学部に客員研究員として在籍する傍ら、本研究を進めていった。この在外研究期間中は、文献の渉猟作業のみならず、ドイツ人研究者との国際的な学術交流の場も積極的に取り入れた。とりわけ、この在外研究期間中に、ドイツ国法学者大会および道路法ワーキンググループといった現地の学会に2回ずつ参加する機会に恵まれ、最新の交通法制について、ドイツ人研究者と率直な意見交換を図ることができた。

この他、本研究では、実務上の課題にも目を配るため、国土交通省および警察庁の政策立案担当者や交通工学の研究者らとの連携を図った。申請者が特別研究員を務める国際交通安全学会においては、学際的な研究会が1年に数回の頻度で開催されており、こうした場を活用し、学際的な視点に立った実務上の制度把握および運用に係る現状分析を行い、そこで得られた知見を研究活動に反映させた。

4. 研究成果

(1) 研究成果の概要

本研究では、次世代が求める交通システムの法的基盤について検討を加えてきた。昨今のドイツにおける交通改革論を参考として、交通財源の捻出や交通空間の再配分という問題について、新たな法体系を構想し、公物法および公企業法の再構成を提言した。本研究を通じ、持続可能な交通法制の理論的な基盤を構築できたと考える。

(2) 2019年度の研究成果

2019年度においては、上記の研究目的を踏まえ、環境管理計画に基づく交通規制に着目した法的分析を行った。すなわち、EU環境法の要請を受けて、ドイツでは、大気汚染の改善が急

務となっており、連邦行政裁判所は、2018年2月の判決において、連邦法令の根拠が欠けるなか、排出基準（Euro6）を満たさない旧式のディーゼル車に対する走行規制を容認した。さらに、欧州司法裁判所は、2019年12月の先決裁定において、判決に沿った環境管理計画の変更を拒み続ける策定官庁に対し、その強制執行の手段として、任務担当者を強制拘禁する法的可能性まで認めるに至った。2019年度は、こうした昨今の欧州における情勢を素材としながら、計画法が舞台となった法治国家と権力分立の緊張関係を描写することに成功した。

（3）2020年度の研究成果

2020年度においては、上記の研究目的を踏まえ、2019年度に引き続き、環境管理計画に基づく交通規制の法的分析を行い、EU環境法の要請に基づく裁判所の積極的な姿勢と独自の交通政策を維持したいドイツ連邦交通省との緊張関係を描いた。加えて、2020年度は、道路財源の確保を裏付ける法的可能性にも考察対象を広げ、ドイツにおける道路課金の沿革およびEU法が絡んだ最新の情勢を整理するとともに、自治体における道路負担金を巡る昨今の論争を踏まえ、誰に道路費用を負担させるのが得策かという根本的な問いに立ち向かった。さらに、都市の道路交通を支える法的仕組みについて、道路管理権と道路警察権との関係性から紐解き、都市計画の法領域で醸成された手続重視の姿勢が道路交通の法領域にも影響を与えているという計画法理論の抽出に成功した。この他、ドイツで議論を呼んだ信用乗車方式における不正乗車の非犯罪化を素材として、自治体が条例に基づき創設する公企業罰の検討を図りながら、公物法と公企業法の再構築に一石を投じる提言を行った。

（4）2021年度の研究成果

2021年度においては、いわゆる電動キックボードのような新たなモビリティの出現を踏まえ、その普及が我が国よりも先行したドイツの法的議論に着目する研究を行った。そして、フリーフロート型のシェアリングサービスに伴う路上駐車を素材に、いかなる道路利用は許可の不要な一般使用であるか、他方、いかなる道路利用は許可を要する特別使用であるか、といった公物法理論の再構成に迫る根源的な問いの提起を試みた。この他、交通基盤を支える法的仕組みについて、わが国における法政策の展開を分析し、その行政法理論への反映を模索した。

（5）2022年度の研究成果

2022年度は、勤務校において、在外研究の機会に恵まれたため、ドイツ連邦共和国のボン大学法学部に客員研究員として在籍しながら、本研究を遂行した。2022年度においては、上記の研究目的を踏まえ、2021年度に引き続き、フリーフロート型のシェアリングサービスに伴う路上駐車を素材に、公道空間の利用を如何に考えるか、という公物法理論の再構成に迫る根源的な問いに対する分析を試みた。加えて、わが国の交通法制が抱える課題にも目配りし、人口減少を見据えた交通基盤の保障という観点から、その交通法制の全体像を分析した。いかに交通利用者の利益を保護するかという権利論のみならず、その前提となる交通基盤を持続させるための財源論にも触れ、国法学的方法に依拠した研究を行った。

（6）2023年度の研究成果

2023年度は、2022年度に引き続き、ドイツ連邦共和国ボン大学法学部での在外研究に従事する傍ら、本研究を遂行した。当地では、気候変動や高齢社会への対応を背景に、交通改革に関する議論が活発であり、在外研究中、とりわけ、公道空間の再配分や公共交通における定額割引運賃制度の導入といった文脈での議論が目についた。そこで、上記の研究目的を踏まえ、こうしたドイツの交通改革に関する法的問題を素材に、具体的には、駐車に関する法的課題や交通財源に関する法的課題、を深掘する作業に従事し、論文の執筆を進めていった。加えて、インフラ行政に関する論考の書評を行った。

（7）研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、交通法制を主として支えてきた公物法および公企業法の再構成を図り、その持続可能な理論上の裏付けを確保しながら、交通に対する国家および行政の在り方を示したところに、その学術的な意義を有する。気候変動や人口減少社会の到来を背景に、環境にやさしい交通手段への転換、交通インフラの維持、いわゆるコンパクトシティの実現に向けた試行錯誤が図られているが、こうした政策を具体的に進めるためには、交通財源の在り方を見直したり、交通空間を再配分したりする必要があり、本研究は、その法的な基盤を確立するところに貢献しており、研究成果の社会的意義を認めることができよう。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計11件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 6件）

1. 著者名 高田実宗	4. 巻 54号
2. 論文標題 行政活動の種類(2) インフラ行政	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 行政法研究	6. 最初と最後の頁 54-105
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高田実宗	4. 巻 49巻2号
2. 論文標題 フリーフロート型シェアリングサービスと路上駐車の法的課題	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 国際交通安全学会誌	6. 最初と最後の頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 高田実宗	4. 巻 94巻10号
2. 論文標題 交通基盤の保障	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 35-41
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高田実宗	4. 巻 39号
2. 論文標題 都市の道路交通と法的枠組み	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 行政法研究	6. 最初と最後の頁 87 - 110
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高田実宗	4. 巻 21巻3号
2. 論文標題 電動小型モビリティのシェアリングと公物法理論	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 駒澤法学	6. 最初と最後の頁 87 - 112
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 高田実宗	4. 巻 20巻1号
2. 論文標題 信用乗車方式と不正乗車の非犯罪化	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 駒澤法学	6. 最初と最後の頁 79-96
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 高田実宗	4. 巻 20巻2号
2. 論文標題 道路財源の確保と法的可能性	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 駒澤法学	6. 最初と最後の頁 71-95
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 高田実宗	4. 巻 9号
2. 論文標題 EU法とドイツ交通法制の展開	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 EU法研究	6. 最初と最後の頁 31-58
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高田実宗	4. 巻 39号
2. 論文標題 都市の道路交通と法的枠組み	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 行政法研究	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高田実宗	4. 巻 19巻1号
2. 論文標題 ドイツのディーゼル走行規制とEU法	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 駒澤法学	6. 最初と最後の頁 1-29
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 高田実宗	4. 巻 19巻3号
2. 論文標題 環境管理計画と行政に対する強制執行	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 駒澤法学	6. 最初と最後の頁 1-29
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計5件(うち招待講演 5件/うち国際学会 0件)

1. 発表者名 高田実宗
2. 発表標題 ドイツにおけるモビリティの電動化と法的課題
3. 学会等名 国立国会図書館調査及び立法考査局ドイツ法研究会(招待講演)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 高田実宗
2. 発表標題 路上駐車の法的可能性
3. 学会等名 国際交通安全学会個別研究報告会（招待講演）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 高田実宗
2. 発表標題 電動キックボードと法的課題
3. 学会等名 国際交通安全学会ワーキンググループ（招待講演）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 高田実宗
2. 発表標題 交通基盤を支える法的仕組み
3. 学会等名 人口減少社会において多様性のある地域生活を再生するための生活基盤整備法政策の構築（招待講演）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 高田実宗
2. 発表標題 EU法とドイツ交通法制の展開
3. 学会等名 EU法研究会（招待講演）
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------